

2022年12月8日

特定非営利活動法人 消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡 和弘 様

申入書に対するご回答

コスモヘルス株式会社
取締役 内村 研哉



拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

貴法人からの2022年10月11日付「申入書」を受領致しました。

同申入書記載の申入れ事項につき、回答書をお送り致しますので、ご査収の程宜しく
お願い申し上げます。

記

・申入れに対する回答書

敬具

2022年12月8日

内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡 和弘 様

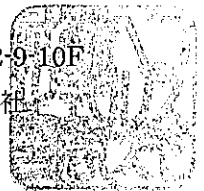
申入書に対する回答書

〒105-0004

東京都港区新橋1-12-9-10F

コスモヘルス株式会社

取締役 内村 研哉



拝啓 貴法人からの2022年10月11日付「申入書」を受領致しました。

同申入書記載の申入れ事項につき、以下のとおり回答申し上げます。

1. 「マイナスイオン」に言及した勧誘について

貴法人申入書において、弊社製品が「マイナスイオンを出している」旨の勧誘が行われているのではないかと、というご質問を頂戴しております。

まず、弊社製品の機能・効能として、「マイナスイオンを出す」というものはございません。そのため、弊社製品がマイナスイオンを出している旨の勧誘を行ってはおられません。弊社製品のパンフレット・取扱説明書等にそのような効果は記載されておらず、営業担当者への調査も実施しましたが、弊社製品が「マイナスイオンを出している」との説明を行っている事実は確認できませんでした。

もっとも、弊社製品の作用を説明する中で、「マイナスイオン」という言葉に言及した従業員がいたことは確認しております。弊社は、「電位・超短波組合せ家庭用医療機器」を販売しております。同治療器は、「交流の高電位を導子により人体に導き、高圧電界内に人体を置くことにより治療を行います」（下記ご参考を参照）。同製品の作用を説明するうえで、「電位」「電子」といったものに触れることがありますが、これらは一般消費者の方々には聞きなれず、理解しづらいものと思われれます。そのため、なじみのあるものだとご理解いただくために、電子の過剰・欠損のために電荷を帯びた原子を「イオン」と呼ぶことや、「マイナスイオンという言葉は聞いたことはないか」といったお話をしたことがあることは確認しております。

しかしながら、上記のようなご説明を行ったことは確認しておりますものの、電位治

療器を含む弊社の製品がマイナスイオンを出すというご説明はしておりません。また「プラスイオン」に言及した説明を行った例は確認できませんでした。

また、弊社製品がマイナスイオンを出すという説明をしておりませんので、「マイナスイオンが多くなると効果が色々なところに出てくる」といった説明をすることもございません。



以上のとおり、弊社従業員においては、「わかりやすさ」の点から、電子が関わる身近な例として「マイナスイオン」という例を挙げることはありますが、弊社製品からマイナスイオンが出る等の説明は、資料でも、また口頭でも行っておりません。もっとも、「マイナスイオン」という言葉には「人体に良い」といったイメージを持っておられる方もいらっしゃることに留意し、貴法人へ情報提供を行った方のようなご認識を招くことのないよう、改めて役職員には注意喚起を行います。

【ご参考：弊社製品 Revo-14000 取扱説明書の抜粋】

効能効果

電位治療の基本原理

「レボ14000」は交流の高電位を導子(通電シートまたは電子ペン[局所用導子])により人体に導き、高圧電界内に人体を置くことにより治療を行います。使用モードによっては、1000Vp~14000Vp(波高値)の高電圧を使用しますが、体内に電流を流すのではなく、高圧電界でそと体を包み込み治療を行いますので、身体に危険なことはありません。全身モード・局所モードのいずれかの通電方法を選び、ご自身の体調にあわせて治療時間と治療出力電圧を調整してご使用ください。

 <p>頭痛 頭痛で悩んでいる方</p>	 <p>肩こり 肩がこりやすい方</p>
 <p>不眠症 夜眠れない方</p>	 <p>慢性便秘 便秘がちな方</p>

電位治療

全身治療

局所治療

頭痛・肩こり・慢性便秘・不眠症の緩解

2. 国民生活センターへの相談事例について

社内確認を行いました。弊社がご指摘の説明を行った事実は確認できませんでした。また、消費生活センターからのお問い合わせを受けたこともございますが、弊社より回答をお伝えし、ご担当者にもご納得いただいたうえでお問い合わせが終了しております。本回答時点におきまして、当該お問い合わせに関して課題解決に至っていないお客様もいらっしゃいません。

従前ご回答申し上げましたとおり、弊社は、店舗において「電位・超短波組合せ家庭用医療機器の効果」として認められた下記の効果以外を謳うことのないよう、従業員を指導しております。また、弊社製品のパンフレット・説明書等でもこれ以外の効能を謳っていることはなく、お客様には、製品の効能が下記のものであることをご説明し、同意書を得たうえでご購入頂いております。

電位・超短波組合せ家庭用医療機器の効果

電位治療器として頭痛、肩こり、不眠症及び慢性便秘の緩解、超短波治療器として超短波による局所の温熱効果。一般家庭で使用すること。

(厚生労働省告示第 112 号より)

弊社の店舗（体験会場）では、お客様にご来場いただき、弊社の電位治療器をご利用いただいております。店舗でもご説明しておりますが、弊社製品は、一定の期間継続してご利用頂くことが望ましい製品です。しかし、ただ治療器に座っていただくのみのために日々ご来場いただき、店舗に留まっていただくのは申し訳ないため、弊社の体験会場では、お客様の健康につながる一般的な情報提供を目的に、特定のテーマに関するトークをすることがございます。その中で、多くのお客様がご興味をお持ちであろう内容として、脳卒中、認知症、糖尿病を取り扱うこともございます。これらの病気についてお話ししているのは、お客様に対する一般的な情報提供のためであり、弊社製品の機能・効能を謳うためではありません。上述のとおり、弊社製品の効果は「頭痛、肩こり、不眠症及び慢性便秘の緩解」「温熱効果」であり、その範囲でのご説明を行うようにしております。

もっとも、貴法人のご指摘は、弊社の店舗におけるトークについて、ご懸念を抱かれたお客様がいらっしゃる可能性を示すものと受け止めております。お客様の誤解に基づく購入が生じないよう、弊社としては上述の同意書の取得を徹底しておりますが、ご購入の有無にかかわらず、一部のお客様において誤解や懸念が生じ得ることは、望ましいことではないと考えております。貴法人のご指摘を踏まえ、医薬品等適正広告基準第4、3（1）に留意し、お客様の誤解を招かぬよう努めるべきであることを改めて役員に周知致します。

なお、弊社は、直近では、2022年1月に、全従業員およびグループ会社の販売員に対してコンプライアンス研修をおこなっております。また、役職員に対してのコンプライアンス研修は定期的に行っており、直近では2022年8月におこなっております。今後も継続的な研修を実施致しますが、貴法人からのご指摘も踏まえ、コンプライアンス研修の一層の強化・改善に努める所存です。

以上のとおり貴法人の申入事項に回答致しますので、ご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

敬具